

東 日本大震災の発生から三年半を迎え、被災地では復興に向けた動きが目立つようになってきた。被災された方たちは今後、暮らしの再建、住宅再建という長い長い道のりを乗り越えていかなければならない。しかしながら、長い復興プロセスについて、私たちは極めて断片的な情報しか知り得ていない。その一つの理由に、市民向けの防災啓発資料に掲載されている情報に、復旧や復興を前提とした内容がほとんど見当たらないことがあげられる。

例えば、生活再建を目的とした公的支援を受けるための判断材料となるのが、その人が居住していた家などの程度の被害を受けたのかを証明する罹災証明であり、建物の被害調査をしたうえで市町村長名で発行される。一方ほぼ同じ時期に、その建物内に立ち入ることが安全か否かという観点から建物応急危険度判定調査が実施される。さらに、保険会社が支払い保険金額を査定するための調査を行う。地震発生直後に、同じ建物に対して三つの調査が実施されるが、これらの調査の目的や実施主体の違いを正しく理解している人はほとんどいない。多くの問い合わせが市役所に殺到するのが、災害時の常である。

また、住宅が大きな被害を受けた場合、被災者生活再建支援金が最大で三〇〇万円支給され、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を合わせると三五〇万円程度の公的な支援金が活用で

各 人 各 説

住まいと暮らしの再建に向けた 防災教育を

常葉大学大学院環境防災研究科 教授

重川希志依

Kishie Shigekawa



きる。大変ありがたいことであるが、実際に住宅を建て替えるには、何千万円もの資金が必要であり、さらに二重ローンの問題もある。公的な支援金を受けられたから、即、住宅再建ができるというわけではない。災害時にはマスメディアが「公的な支援がなければ被災者の生活再建は困難」と報道するのをよく耳にするが、住宅の再建は自助努力を基本とせざるを得ず、公的支援は自助努力をほんの少し、後押しするに過ぎない。

一方、公的支援金よりもはるかに多額の資金源となるのが地震保険である。東日本大震災で被災され、既に住宅の再建を完了した方たちにお話を伺うと、地震保険に加入していたことが、住宅再建の自己資金調達に極めて大きな役割を果たしていたことが分かる。また、都市部では一戸建て住宅より集合住宅（区分所有）居住者の割合が多いことも住宅再建の問題を難しくする。区分所有の建物に居住している場合、被災するとどのような問題が生じ、それを解決するためにどう対応すればよいのか、事前に正しく理解していなければ、災害発生時に合意形成を図っていくことは極めて困難となる。

住宅再建のフェーズに焦点をあて、様々な制度を正しく理解し、住宅再建にそれらを上手に活用するような知恵を事前に、教育しておくことが、被災地の円滑な復興と早期の生活再建に極めて重要なことと考えている。